

○大分県都市公園条例

昭和五十三年七月二十日
大分県条例第二十号

大分県都市公園条例をここに公布する。

大分県都市公園条例

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 都市公園の設置(第一条の二―第一条の五)
- 第三章 都市公園の管理(第二条―第十条)
- 第四章 工作物等の保管の手續等(第十条の二―第十条の六)
- 第五章 雑則(第十一条―第十五条)
- 第六章 罰則(第十六条―第十九条)
- 附則

第一章 総則

(平二四条例七五・章名追加)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)に定めるもののほか、県が設置する都市公園(第一条の二第一号を除き、以下「都市公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例七五・一部改正)

第二章 都市公園の設置

(平二四条例七五・追加)

(都市公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十五平方メートル以上とすること。
- 二 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、それぞれその利用対象者が容易に利用することができるように配置し、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 三 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(平二四条例七五・追加)

(公園施設の建築面積の基準)

第一条の三 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

(平二四条例七五・追加)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第一条の四 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 政令第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 二 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前号の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 三 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(平二四条例七五・追加)

(運動施設の敷地面積の基準)

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(平二九条例四三・追加)

第三章 都市公園の管理

(平二四条例七五・章名追加)

(行為の制限)

第二条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を利用すること。
 - 五 県が管理する公園施設のうち有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)に広告物(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。)を表示すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第一項又は第三項の許可を与えることができる。
- 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- (平一二条例五四・一部改正)

(許可の特例)

第三条 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第四条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第二条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 八 指定された場所以外の場所で、たき火その他火気の使用をすること。
- 九 都市公園をその用途以外に使用すること。

(昭六一条例一二・平一六条例五六・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第六条 有料公園施設は、別表に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設の利用日及び利用時間は、規則で定める。

(平一二条例五四・一部改正)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の管理の方法
- ヘ 工事の実施の方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 都市公園の復旧の方法
- リ その他知事が必要と認める事項

二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理する公園施設
- ニ 管理の方法
- ホ その他知事が必要と認める事項

- 三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項
- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の種類及び数量
 - 二 占有物件の管理の方法
 - 三 工事の実施の方法
 - 四 工事の着手及び完了の時期
 - 五 都市公園の復旧の方法
 - 六 その他知事が必要と認める事項
- (平一六条例五六・一部改正)

(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第八条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占有物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
- 二 占有物件の構造を変えない修繕
- 三 占有物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え(使用料)

第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第二条第一項若しくは第三項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)に定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(平一六条例五六・一部改正)

(監督処分)

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平一六条例五六・一部改正)

第四章 工作物等の保管の手続等

(平二四条例七五・章名追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等(法第二十七条第一項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平一六条例五六・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大分県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平一六条例五六・追加)

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第十条の四 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平一六条例五六・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十条の五 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

(平一六条例五六・追加)

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第十条の六 知事は、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平一六条例五六・追加)

第五章 雑則

(平二四条例七五・章名追加)

(届出)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- 二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- 三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- 四 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- 五 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- 六 第十条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平一六条例五六・一部改正)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第十二条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十三条 第二条から第十一条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(平一七条例三八・全改)

(指定管理者が行う業務)

第十四条の二 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- 三 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- 四 都市公園の利用の促進に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(平一七条例三八・追加)

(管理の基準)

第十四条の三 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(平一七条例三八・追加)

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(平二四条例七五・章名追加)

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項(第十三条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第二条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条(第十三条)において準用する場合を含む。)の規定に違反して第四条各号に掲げる行為をした者
- 三 第十条第一項又は第二項(第十三条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

(平七条例一二・平一六条例五六・一部改正)

第十七条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(平一一条例三六・一部改正)

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(公園管理者の権限の代行)

第十九条 法第五条の十一の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前三条の規定の適用については、知事とみなす。

(平二九条例四三・一部改正)

附 則

この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第九号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中硬式野球場に係る部分は、同年六月十五日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第一二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和六三年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第七号)

この条例は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則(平成七年条例第一二号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年八月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一一年条例第三六号)抄

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第五四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項に一号を加える改正規定及び第六条第一項の改正規定は平成十三年四月一日から、別表の改正規定(総合競技場に係る部分に限る。)及び次項の規定(総合競技場に係る部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

(平成一三年規則第五一号で平成一三年五月二四日から施行)

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一四年条例第三〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一六年条例第三一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一六年条例第五六号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一七年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例第五条、大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県身体障害者更生援護施設の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例第四条、大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第十条、大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例第十条、大分県港湾施設管理条例第二十三条、大分県都市公園条例第十四条、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六十八条及び大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第十三条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

附 則(平成一八年条例第二八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一九年条例第一八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二四年条例第七五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二九年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第六条関係)

(昭五五条例九・全改、昭六一条例一二・昭六三条例六・平三条例七・平七条例二六・平一二条例五四・平一四条例三〇・平一六条例三一・平一七条例二九・平一八条例二八・平一九条例一八・平二六条例六・一部改正)

公園名	有料公園施設
大洲総合運動公園	軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場 多目的広場
ハーモニーパーク	駐車場
大分スポーツ公園	総合競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場ステージの附属設備

○大分県都市公園条例施行規則

昭和五十三年八月一日
大分県規則第四十一号

大分県都市公園条例施行規則をここに公布する。

大分県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県都市公園条例(昭和五十三年大分県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有料公園施設の利用日及び利用時間)

第二条 条例第六条第二項の有料公園施設の利用日は、次のとおりとする。

有料公園施設	利用日
軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場	一月五日から十二月二十七日まで(火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)を除く。)
多目的広場	一月五日から十二月二十七日まで(火曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)を除く。)
駐車場	毎日
総合競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場ステージの附属設備	一月四日から十二月二十八日まで(木曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)を除く。)

2 条例第六条第二項の有料公園施設の利用時間は、次のとおりとする。

有料公園施設	利用時間
軟式野球場 硬式野球場	一月五日から四月三十日まで及び十一月一日から十二月二十七日までについては、午前八時から午後五時まで 五月一日から十月三十一日までについては、午前六時から午後九時まで
庭球場	午前八時から午後九時まで
弓道場	午前八時から午後九時まで
多目的広場	午前八時から午後九時まで
駐車場	一月一日から三月二十日まで及び十一月二十五日から十二月三十一日までについては、午前八時半から午後六時まで 三月二十一日から七月十九日まで及び九月一日から十一月二十四日までについては、午前八時半から午後六時半まで 七月二十日から八月三十一日までについては、午前八時半から午後七時半まで
総合競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場ステージの附属設備	午前九時から午後九時まで

3 条例第十四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用日及び前項の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(昭五五規則二二・昭五六規則七・昭五六規則四一・昭六一規則一五・平三規則六・平五規則一九・平七規則六八・平一三規則五二・平一四規則一八・平一六規則二〇・平一七規則三四・平一七規則一一〇・平一八規則三二・平一九規則一二・平二六規則一六・一部改正)

(軟式野球場等の利用の申込み等)

第三条 軟式野球場、硬式野球場、庭球場若しくは多目的広場を利用しようとする者又は弓道場を専用使用しようとする者は、有料公園施設利用申込書(第一号様式)により利用の申込みをしなければならない。

- 2 総合競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、投てき場、サブ競技場、多目的運動広場又は大芝生広場ステージを利用しようとする者(総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室又は総合競技場の一般更衣室を個人使用しようとする者を除く。)は、大分スポーツ公園施設利用申込書(第一号様式の二)により利用の申込みをしなければならない。
- 3 指定管理者は、軟式野球場、硬式野球場、庭球場若しくは多目的広場を利用させるとき、又は弓道場を専用使用させるときは、有料公園施設利用許可書(第二号様式)を申込者に交付するものとする。
- 4 指定管理者は、総合競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、投てき場、サブ競技場、多目的運動広場又は大芝生広場ステージを利用させるとき(総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室又は総合競技場の一般更衣室を個人使用させるときを除く。)は、大分スポーツ公園施設利用許可書(第二号様式の二)を申込者に交付するものとする。
- (昭和五五規則二二・全改、昭六一規則一五・平五規則一九・平七規則六八・平一三規則五二・平一四規則一八・平一五規則五六・平一六規則二〇・平一七規則三四・平一七規則一一〇・平一八規則三二・平一九規則一二・一部改正)

(弓道場等の利用の申込み等)

- 第四条 弓道場、総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室若しくは総合競技場の一般更衣室を個人使用しようとする者又は駐車場を利用しようとする者は、口頭により利用の申込みをしなければならない。
- 2 指定管理者は、弓道場、総合競技場若しくはサブ競技場のフィールド、総合競技場、投てき場若しくはサブ競技場の陸上競技用具、総合競技場のトレーニング室若しくは総合競技場の一般更衣室を個人使用させるとき、又は駐車場を利用させるときは、利用券(第三号様式)を申込者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、月を定めて弓道場を個人使用させるときは、前項の規定にかかわらず、弓道場定期利用券(第三号様式の二)を申込者に交付するものとする。
- 4 指定管理者は、総合競技場のトレーニング室を個人使用しようとする者の希望により、これに対し回数券(第三号様式の三)を発行することができる。
- 5 指定管理者は、総合競技場又はサブ競技場のフィールドを個人使用しようとする者の希望により、これに対し共通回数券(第三号様式の三の二)を発行することができる。
- 6 指定管理者は、回数券により総合競技場のトレーニング室を利用させるとき、又は共通回数券により総合競技場若しくはサブ競技場のフィールドを利用させるときは、第二項の規定にかかわらず、利用券を交付せず、申込者に回数券又は共通回数券を提示させ、その利用に係る回数券又は共通回数券を切り取るものとする。

(昭五五規則二二・全改、昭五七規則二一・平三規則六・平一三規則五二・平一五規則五六・平一七規則三四・平一七規則一一〇・平一八規則三二・平二六規則一六・令六規則五二・一部改正)

(テニスコートの利用の申込み等)

- 第四条の二 テニスコートを利用しようとする者は、大分スポーツ公園施設利用申込書により利用の申込みをしなければならない。ただし、利用当日に申込みをする場合は、口頭によることができる。
- 2 指定管理者は、テニスコートを利用させるときは、大分スポーツ公園施設利用許可書(前項ただし書の規定による場合にあつては、利用券(第三号様式の四))を申込者に交付するものとする。

(平一九規則一二・追加)

(有料公園施設の使用料の納期)

- 第五条 有料公園施設を利用する者は、有料公園施設利用許可書、大分スポーツ公園施設利用許可書、利用券又は弓道場定期利用券の交付を受ける際条例第九条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、知事が指定する日までに納入することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、回数券により総合競技場のトレーニング室を利用しようとする者又は共通回数券により総合競技場若しくはサブ競技場のフィールドを利用しようとする者は、回数券又は共通回数券の発行を受ける際条例第九条に規定する使用料を納入しなければならない。

(昭五七規則二一・平一三規則五二・平一五規則五六・平一九規則一二・平二六規則一六・令六規則五二・一部改正)

(使用料の不還付)

- 第六条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(申請書等の様式)

- 第七条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)及び条例の規定により提出すべき次の各号に掲げる申請書及び届書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第五条第一項に規定する公園施設の設置の許可の申請書 第四号様式
- 二 法第五条第一項に規定する公園施設の管理の許可の申請書 第五号様式
- 三 法第六条第二項に規定する都市公園の占用の許可の申請書 第六号様式
- 四 条例第二条第一項に規定する都市公園内の行為の許可の申請書 第七号様式

五 法第五条第一項、法第六条第三項又は条例第二条第三項に規定する許可事項の変更の許可の申請書 第八号様式

六 条例第十一条第一号に規定する公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事の完了の届書 第九号様式

七 条例第十一条第二号に規定する公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の廃止の届書 第十号様式

八 条例第十一条第三号に規定する都市公園の原状の回復の届書 第十一号様式

九 条例第十一条第四号又は第六号に規定する工事の完了の届書 第十二号様式

十 条例第十一条第五号に規定する所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転の届書 第十三号様式

(平一六規則八三・一部改正)

(設計書等)

第八条 法第五条第一項の公園施設の設置若しくは法第六条第一項の都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(平一六規則八三・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示場所)

第九条 条例第十条の三第一項第一号の規則で定める場所は、大分県庁舎の掲示板とする。

(平一六規則八三・追加)

(保管工作物等一覧簿)

第十条 条例第十条の三第二項の規則で定める様式による保管工作物等一覧簿は、第十四号様式によるものとする。

2 条例第十条の三第二項の規則で定める場所は、土木建築部公園・生活排水課とする。

(平一六規則八三・追加)

(工作物等を返還する場合の受領書)

第十一条 条例第十条の六の規則で定める様式による受領書は、第十五号様式によるものとする。

(平一六規則八三・追加)

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一六規則八三・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第二二号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表の改正規定中硬式野球場に係る部分、同条第二項の表の改正規定中硬式野球場に係る部分及び／庭球場／バレーボール場／の項並びに第一号様式の改正規定及び第二号様式の改正規定中硬式野球場に係る部分及び照明設備に係る部分は、同年六月十五日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第四一号)

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二一号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第一五号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第六号)

この規則は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則(平成五年規則第一九号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第七〇号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の表の改正規定中総合競技場に係る部分、同条第二項の表の改正規定中総合競技場に係る部分、第四条の改正規定、第五条第二項の改正規定、第三号様式(その3)に様式を加える改正規定、第三号様式の三の改正規定及び同様式に様式を加える改正規定は、平成十三年五月二十四日から施行する。

附 則(平成一四年規則第一八号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第二〇号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第八三号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第三四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一一〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年規則第五二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の大分県都市公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四条第四項の規定に基づき発行された総合競技場のフィールドの回数券であって利用しようとする者が現に有するものによる個人使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に指定管理者が発行したサブ競技場のフィールドの回数券に相当するものであって利用しようとする者が現に有するものについては、施行日以後において、サブ競技場のフィールドを個人使用する場合に回数券として使用できるものとする。
- 4 この規則の施行の際、現に存する旧規則第三号様式の三(その三)の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

(平5規則19・全改、平7規則68・平11規則70・平16規則20・平17規則34・平17規則110・平26規則16・一部改正)

第1号様式(第3条関係)

有料公園施設利用申込書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号() ー

利用責任者氏名

電話番号() ー

下記のとおり有料公園施設を利用したいので、申し込みます。

記

都 市 公 園 名	大 洲 総 合 運 動 公 園									
有 料 公 園 施 設 名	軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場(近・遠) 多目的広場									
大 会 名										
利 用 し よ う と する 付 属 設 備	スコアボード設備()試合、放送設備()試合、冷房設備() 時間、照明設備()面・()時間、照度()ルクス、シャ ワー設備()人									
入場料等の徴収の有無	有 無			入場料等の最高金額 円			入場予定人員 人			
利用日時	月 日	曜日	時 間	庭球場 コート 番 号	時間計 (H)	照 明 時間計 (H)	利用人員(人)		金 額 (円)	
							大人	小 中 高校生		
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
	月 日		時～時							
※使用料	グラウンド等使用料 内訳 付 属 設 備 使 用 料 加 算 使 用 料 円									円 円 円
※条 件										

注 ※印欄は、記入しないでください。

第1号様式の2(第3条、第4条の2関係)

(平13規則52・追加、平17規則110・平19規則12・一部改正)

第1号様式の2(第3条、第4条の2関係)

大分スポーツ公園施設利用申込書			
年 月 日			
殿			
住所 団体名 氏 名 電話番号 責任者名 電話番号			
下記のとおり大分スポーツ公園施設を利用したいので、申し込みます。			
記			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日() 時 分から 時 分まで		
利 用 施 設			
入 場 予 定 人 員		共 催 者 の 氏 名	
備 付 器 具 の 使 用	使用する(内訳書のとおり)	団 体 責 任 者 住 所	
冷 暖 房 の 使 用		氏 名 電 話 番 号	
特 別 設 備 等	有(別紙仕様書のとおり) 無	そ の 他 必 要 事 項	
入 場 料 金 の 徴 収	有(最高入場料金 円) 無		
備 考			

第2号様式(第3条関係)

(平5規則19・全改、平7規則68・平16規則20・平17規則34・平17規則110・平26規則16・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

有料公園施設利用許可書

年 月 日

殿

印

下記のとおり有料公園施設の利用を許可します。

記

都市公園名	大洲総合運動公園									
有料公園施設名	軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場(近・遠) 多目的広場									
大会名										
利用しようとする付属設備	スコアボード設備()試合、放送設備()試合、冷房設備() 時間、照明設備()面・()時間、照度()ルクス、シャ ワー設備()人									
入場料等の徴収の有無	有 無			入場料等の最高金額 円			入場予定人員 人			
利用日時	月 日	曜日	時 間	庭球場 コート 番号	時間計 (H)	照 明 時間計 (H)	利用人員(人)			金 額 (円)
							大人	小 高 校 生		
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
	月 日		時～ 時							
※使用料	グラウンド等使用料 内訳 付属設備使用料 加 算 使 用 料 円									円 円 円
※条 件										

注 施設を利用する場合は、必ず許可書を所持してください。

第2号様式の2(第3条、第4条の2関係)

(平13規則52・追加、平17規則110・平19規則12・一部改正)

第2号様式の2(第3条、第4条の2関係)

大分スポーツ公園施設利用許可書										
第 年 月 日 号										
殿										
印										
下記のとおり大分スポーツ公園施設の利用を許可します。										
記										
利 用 目 的										
利 用 日 時		年 月 日() 時 分から 時 分まで								
利 用 施 設										
入 場 予 定 人 員				共 催 者 の 氏 名						
備 付 器 具 の 使 用 冷 暖 房 の 使 用		使用する(内訳書のとおり) 使用しない		団体責任者 住 所 氏 名 電 話 番 号						
特 別 設 備 等		有(別紙仕様書のとおり) 無		そ の 他 必 要 事 項						
入 場 料 金 の 徴 収		有(最高入場料金 円×) 無		使用料減免		有〔施設： % 設備： %〕 無				
使 用 料										
施 設 使 用 料	設 備 器 具	冷 暖 房	超 過 料	調 整 額	電 灯 料 金	減 免 額	合 計	請 求 額	収 納 日	領 収 番 号
条件										

第3号様式(その1)(第4条関係)

(昭55規則22・全改、平17規則110・一部改正)

第3号様式(その1)(第4条関係)

大 分 県 公 園 公 園 町道場利用券(控え) No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日 5cm	大 分 県 公 園 公 園 町道場利用券 No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日 7cm
---	---

第3号様式(その2) 削除
(平26規則16)

第3号様式(その3)(第4条関係)

(平3規則6・追加、平17規則110・平18規則32・一部改正)

第3号様式(その3)(第4条関係)

ハートニーパーク 駐車場利用券(控え) No. _____ 使用料 1回 円 年 月 日 5cm	ハートニーパーク 駐車場利用券 No. _____ 使用料 1回 円 年 月 日 7cm
--	--

第3号様式(その4)(第4条関係)

(平13規則52・追加、平17規則110・一部改正)

第3号様式(その4)(第4条関係)

大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用券(控え) No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日	大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用券 No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日
--	--

5cm 7cm 10cm

第3号様式(その4の2)(第4条関係)
(平19規則12・追加)

第3号様式(その4の2)(第4条関係)

大分スポーツ公園総合競技場 一般更衣室利用券(控え) No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日	大分スポーツ公園総合競技場 一般更衣室利用券 No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日
--	--

5cm 7cm 10cm

第3号様式(その5)(第4条関係)

(平15規則56・追加、平17規則110・一部改正)

第3号様式(その5)(第4条関係)

大分スポーツ公園総合競技場 フィールド利用券(控え)		大分スポーツ公園総合競技場 フィールド利用券	
No. _____	No. _____		
使用料 1人1回	使用料 1人1回		
年 月 日	年 月 日		
5cm	5cm		

第3号様式(その6)(第4条関係)

(平15規則56・追加、平17規則110・一部改正)

第3号様式(その6)(第4条関係)

大分スポーツ公園総合競技場 陸上競技用具利用券(控え)		大分スポーツ公園総合競技場 陸上競技用具利用券	
No. _____	No. _____		
使用料	使用料		
年 月 日	年 月 日		
5cm	5cm		

第3号様式(その7)(第4条関係)

(平17規則34・追加、平17規則110・一部改正)

第3号様式(その7)(第4条関係)

大分スポーツ公園投てき場 陸上競技用具利用券(控え) No. _____ 使用料 _____ 円 年 月 日	大分スポーツ公園投てき場 陸上競技用具利用券 No. _____ 使用料 _____ 円 年 月 日
--	--

5cm 7cm 5cm

第3号様式(その8)(第4条関係)
(平18規則32・追加)

第3号様式(その8)(第4条関係)

大分スポーツ公園サブ競技場 フィールド利用券(控え) No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日	大分スポーツ公園サブ競技場 フィールド利用券 No. _____ 使用料 1人1回 円 年 月 日
--	--

5cm 7cm 5cm

第3号様式(その9)(第4条関係)
(平18規則32・追加)

第3号様式(その9)(第4条関係)

大分スポーツ公園サブ競技場 陸上競技用具利用券(控え) No. _____ 使用料 年 月 日	大分スポーツ公園サブ競技場 陸上競技用具利用券 No. _____ 使用料 年 月 日
---	---

5cm 7cm 5cm

第3号様式の2(第4条関係)
(昭55規則22・追加)

第3号様式の2(第4条関係)

(表)

大 洲 総 合 運 動 公 園			
弓 道 場 定 期 利 用 券 No. _____			
使 用 料			
使用区分	一 般	高校生	中学生 小学生
有効期間	年	月から 月まで	
住 所			
氏 名			
	大	分	県
		年	月
			日
			印

(裏)

1 この利用券は、記名者以外の方は使用できません。	8.5cm
2 職員から求められたときは、この利用券を提示してください。	
3 この利用券は、再発行しません。	
4 有効期間を経過したときは、直ちに返してください。	
5 この利用券は、弓道場が専用使用されている場合は使用できません。	
9cm	

第3号様式の3(その1) 削除
(平26規則16)

第3号様式の3(その2)(第4条関係)
(平13規則52・追加、平17規則110・一部改正)

第3号様式の3(その2)(第4条関係)

9cm		6cm
No. _____	年 月 日	
大分スポーツ公園総合競技場 トレーニングルーム利用回数券 1人11回 金 _____		
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に切り取ると無効となります。		
No. _____ —11		6cm
トレーニングルーム利用回数券 (切取無効)		
No. _____ —10		
トレーニングルーム利用回数券		9.2cm
(切取無効)		
No. _____ —2		
トレーニングルーム利用回数券 (切取無効)		
No. _____ —1		
トレーニングルーム利用回数券 (切取無効)		

第3号様式の3の2(第4条関係)

(平15規則56・追加、平17規則110・一部改正、令6規則52・旧第3号様式の3(その3)繰下・一部改正)

第3号様式の3の2(第4条関係)

9cm		6cm
No. _____	年 月 日	
大分スポーツ公園総合競技場・サブ競技場 フィールド利用共通回数券		
1人11回	金 _____	
この回数券は、利用の際係員が切り取りますので、利用前に切り取ると無効となります。		
No. _____—11	フィールド利用共通回数券	22cm
	(切取無効)	
No. _____—10	フィールド利用共通回数券	
	(切取無効)	
No. _____—2	フィールド利用共通回数券	(切取無効)
	(切取無効)	
No. _____—1	フィールド利用共通回数券	(切取無効)

第3号様式の4(その1)(第4条の2関係)
(平19規則12・追加)

第3号様式の4(その1)(第4条の2関係)

大分スポーツ公園テニスコート テニスコート利用券(控え)				大分スポーツ公園テニスコート テニスコート利用券			
No. _____				No. _____			
1 面	時間			1 面	時間		
使用料		円		使用料		円	
年	月	日		年	月	日	
コートNo. _____				コートNo. _____			
5cm				7cm			

第3号様式の4(その2)(第4条の2関係)
(平19規則12・追加)

第3号様式の4(その2)(第4条の2関係)

大分スポーツ公園テニスコート 照明設備利用券(控え)		大分スポーツ公園テニスコート 照明設備利用券	
No. _____		No. _____	
1面	時間	1面	時間
使用料	円	使用料	円
年 月 日		年 月 日	
コートNo. _____		コートNo. _____	
5cm		7cm	
		5cm	

第4号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏 名 
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり公園施設を設置したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名			
設置する公園施設名			
設 置 の 目 的			
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
設 置 の 場 所		設置面積	m ²
構 造			
管 理 の 方 法			
工事の実施の方法			
工事の着手及び完了の時期			
公園の復旧の方法			
備 考			

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第5号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第5号様式(第7条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり公園施設を管理したいので、許可してくださるよう申請します。

記

都 市 公 園 名			
管理する公園施設名		管理施設 面 積	m2
管 理 の 目 的			
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
管 理 の 方 法			
備 考			

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署
することができる。

第6号様式(第7条関係)
(平11規則70・一部改正)

第6号様式(第7条関係)

公園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
申請者
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり公園を占用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名		
占用物件の種類及び数量		
占 用 の 目 的		
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
占 用 の 場 所		
占用物件の構造		
占用物件の管理の方法		
工事の実施の方法		
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日	完了 年 月 日
公園の復旧の方法		

第7号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第7号様式(第7条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏 名 
〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園内において大分県都市公園条例第2条第1項に規定する行為をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名	
行為を行う場所又は公園施設名	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公園の復旧の方法	
備 考	

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第8号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第8号様式(第7条関係)

公園施設設置
公園施設管理
公園占用
公園内行為
変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり変更したいので、許可して下さるよう申請します。

記

都 市 公 園 名	
許可を受けた公園施設名、占用物件の種類又は行為の内容	
許可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
備 考	

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第9号様式(第7条関係)
(平11規則70・一部改正)

第9号様式(第7条関係)

公園施設設置
公園占用 工事完了届書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園施設設置
公園占用に関する工事を完了したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
許可を受けた年月日 及び番号	年 月 日 第 号
工事を行った公園施設 名又は占用物件	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

第10号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第10号様式(第7条関係)

公園施設設置
公園施設管理 廃止届書
公園占用

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり廃止したので、届けます。

記

都市公園名	
許可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた公園施設名又は占用物件	
設置 管理の廃止の年月日 占用	年 月 日
備考	

第11号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第11号様式(第7条関係)

公 園 原 状 回 復 届 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり公園を原状回復したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
許可を受けた年月日 及び番号	年 月 日 第 号
原状回復を命ぜられ た年月日及び番号	年 月 日 第 号
原状回復した公園施 設名又は占用物件	
原状回復した年月日	年 月 日
備 考	

第12号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第12号様式(第7条関係)

公園内における措置命令に係る工事完了届書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり工事を完了したので、届けます。

記

都 市 公 園 名	
工事を命ぜられた年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事を行った公園施設名又は占用物件	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

第13号様式(第7条関係)

(平11規則70・一部改正)

第13号様式(第7条関係)

公園を構成する土地物件の
所有権移転
抵当権設定・移転
届書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕
地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり
所有権移転
抵当権設定・移転
したので、届けます。

記

都市公園名				
土地の地番及び面積	地番		面積	m2
新所有権者又は抵当権者				
所有権移転又は抵当権設定の年月日	年 月 日			
備考				

第14号様式(第10条関係)
(平16規則83・追加)

第14号様式(第10条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物 等が放置されて いた場所	除却した年月 日時	保管を始めた 年月日時	保管の場所	備 考
	名称又は 種類	形状又は特徴	数量					

第15号様式(第11条関係)
(平16規則83・追加)

第15号様式(第11条関係)

受領書

平成 年 月 日

大分県知事 殿

返還を受けた者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕
印

下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。